

宮崎県土木積算システム調達支援業務  
委託仕様書

令和3年5月  
宮崎県県土整備部技術企画課

## 1. 目的

宮崎県では、公共土木工事の積算業務を行うための、宮崎県土木積算システムを運用しているが、令和5年10月にシステムを稼働させるサーバOSのサポート期限を迎えることから、「宮崎県次期土木積算システム」（以下、次期システム）への移行を検討している。

本業務は、積算業務の抱える課題や次期システムに必要な情報の収集・整理を行うとともに、次期システムの調達に必要な仕様書の作成を行うことを目的とする。

## 2. 調達件名

宮崎県土木積算システム調達支援業務

## 3. 調達期間

契約の日から令和4年3月25日

## 4. 業務履行場所

宮崎県県土整備部技術企画課。ただし本県との協議によりリモートで行うことも可とする。

## 5. 業務スケジュールと体制

### (1) スケジュール

項目	想定時期
本業務の受託業者の決定及び県との契約	令和3年6月末
現行システムの課題整理	令和3年7月～9月
パッケージシステムの分析	令和3年7月～9月
次期システム導入計画書作成	令和3年10月～2月
次期システムの調達仕様書作成支援	令和3年10月～2月

### (2) 業務運営体制

受託者は、業務を円滑に遂行するために十分な体制をとること。また、本業務の運営・進捗管理及び本県との連絡調整を担当する責任者を1名配置すること。責任者変更の際は事由等を記載した書面を提出し、本県の承認を得ること。

## 6. 業務内容

### (1) 現行システムの課題整理

現行システムの課題（経済性、操作性等）を整理し、次期システムに求める機能や運

用体制を整理する。

- ・ 県及び共同利用団体（市町村や建設技術推進機構）へのヒアリング
- ・ 過去のカスタマイズおよび運用コストの洗い出し
- ・ 次期システムに求める機能や運用体制の明確化
- ・ 次期システム検討協議会（仮称）の運営支援

## （２）パッケージシステムの分析

令和２年度に実施した R F I 結果の精査やシステムベンダへのヒアリング等を行い、次期システムに必要なカスタマイズ項目を整理する。

- ・ 令和２年度に実施した R F I の回答結果の整理
- ・ パッケージシステムベンダへのヒアリング
- ・ 次期システム稼働環境の確定
- ・ 次期システム概算費用算出
- ・ 次期システムへの移行データの整理

## （３）次期システム導入計画書作成

次期にシステムに係る予算、導入スケジュールを明確にする。

- ・ データ移行及び現行システム稼働期間の確定
- ・ 次期システム導入スケジュール作成
- ・ 移行費用の妥当性の精査
- ・ 調達方式決定（入札、総合評価、コンペ等）
- ・ 関係者への導入計画の周知

## （４）次期システムの調達仕様書作成支援

次期システムの調達仕様書（案）を作成する。

- ・ 調達仕様書（案）作成
- ・ 評価基準書等の付属資料作成
- ・ R F C（意見招請）実施
- ・ 選定委員運営支援（総合評価落札方式で調達する場合）

## 7. 提案を求める事項

以下の事項について、設計方針や在り方について提案すること。

### （１）設計全体に関すること

専門的な知見に基づき課題を整理し、次期システムへの移行が実現するための設計方針について提案すること。

### （２）共同利用等に関すること

市町村との共同利用を実現するための設計方針について提案すること。

### （３）業務履行に関すること

積極的・主体的な業務履行を行うための提案を示すこと。

## 8 成果品

(1) 提出書類等(受託事業者・本県による協議・提案に基づき変更されることがある。)

	成果品の名称	提出時期
①	業務実施計画書及び実施体制図	契約締結後、速やかに
②	予算要求概算額	令和3年9月末日
③	次期システム分析結果報告書	令和4年2月末日
④	次期システム導入計画書	令和4年2月末日
⑤	調達仕様書案	令和4年2月末日
⑥	調達関連資料	令和4年2月末日
⑦	業務完了報告書	業務完了後

(2) 業務完了後の成果品

- ① 業務完了報告書 1部
- ② 上記の電子データ 1部

## 9 プロジェクト管理

(1) プロジェクト計画書の作成

受託者は、契約後速やかに次の項目について記述したプロジェクト計画書を作成し、本県の承認を得ること。

- ①プロジェクトの目的
- ②プロジェクトの管理方針
- ③体制図
- ④WBS(Work Breakdown Structure)
- ⑤開発方式
- ⑥進捗管理計画
- ⑦品質管理計画
- ⑧リスク管理計画

また、プロジェクト計画書に変更の必要がある場合は、変更後のものを本県に提出し、承認を得ること。

## 10 特記事項

- (1) 本業務の遂行にあたり、知り得た情報等の外部漏洩、無断転用等を禁止する。
- (2) 本業務の遂行にあたり、特許権、実用新案、使用权、その他第三者の権利対象となっているものを使用する場合は、事業者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 本業務の一部を再委託することが出来るが、予め県の承認を得る事。
- (4) 本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議の上、決定する。また、疑義及び本仕様書によりがたい事由が生じた場合も同様とする。
- (5) 本委託業務の受託者は、今後予定する宮崎県土木積算システム調達業務の入札に参加できない。また、本委託業者受託者と資本関係にある事業者も同様とする。
- (6) 成果品の帰属（著作権等）
  - ① 受託者は、本規定に定める以外の本業務による納入物の著作権、並びに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を、県に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。
  - ② 納入物のうち前項に定めるもの以外のドキュメントの著作物については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。
    - (ア) 受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が業務の実施において新たに受託者が単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、県は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとする。
    - (イ) 前号以外のドキュメントの著作権等の取り扱いについては、第1項のとおりとする。